

Information 子育て家庭課

広野町結婚新生活支援事業補助金の受付を開始しました！

夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の支援を行います。

■対象世帯

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①令和5年3月1日～令和6年3月31日に入籍した世帯
- ②ご夫婦の双方または一方が広野町に住民登録をしている世帯
- ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯

■対象費用

令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に支出した次の費用が対象です。

- ①婚姻に伴う住宅の購入費用、リフォーム費用

②婚姻に伴う住宅の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

③婚姻に伴う引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用

■補助金額

対象費用①～③を合わせて1世帯あたり上限30万円

ただし、ご夫婦双方の年齢が29歳以下の世帯は上限60万円

■受付期限

令和6年3月31日（日）

詳細につきましては、広野町ホームページをご確認いただくか、子育て家庭課にお問い合わせください。

問 広野町 子育て家庭課 ☎0240-27-2115

Information 福島県相双地方振興局県税課課税課事業税チーム

令和5年度 個人事業税の課税のお知らせ

個人事業税は、県内に事務所、事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法律で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。

令和4年分の所得について課税となる方には、令和5年度個人事業税の納税通知書を8月10日（木）に発送しますので、納期限の8月31日（木）までに納付を

お願いします。（課税額が1万円を超える場合は8月と11月の2回に分けて納付となります）なお、所得税の確定申告時期などによって、納税通知書の発付時期が遅れることがあります。

問 福島県相双地方振興局県税課課税課事業税チーム ☎0244-26-1126

Information 町民税務課

町県民税・国民健康保険税は8月31日が納期限です

町県民税（2期）と国民健康保険税（2期）の納期限は、次のとおりです。

■納期限 令和5年8月31日（木）

- 納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店
- ②福島さくら農業協同組合 本・支店
- ③東邦銀行 本・支店
- ④いわき信用組合 本・支店
- ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
- ⑥福島銀行 本・支店
- ⑦大東銀行 本・支店

- ⑧広野町役場 出納室
- ⑨コンビニエンスストア

■口座振替日 あぶくま信用金庫 令和5年8月31日（木）
その他の金融機関 令和5年8月29日（火）
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 健康福祉課・福島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年8月1日から被保険者証が新しくなっています
・令和5年8月1日から令和6年7月31日の期間は、7月下旬に簡易書留にて郵送しております被保険者証（オレンジ色）をご使用ください。被保険者証（ピンク色）は、令和5年7月31日で有効期限が切れているため使用できません。

・期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福祉課窓口まで返却してください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113
福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

Information 子育て家庭課

児童扶養手当の現況届について

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

手当の受給資格者（支給停止の方も含む）は、年1回、受給資格の審査を受けるため現況届を提出することが義務付けられています。

受給資格者には現況届のご案内を7月下旬にお送りしましたので、必要書類等をお確かめのうえ、提出期間内に子育て家庭課へ提出してください。

なお、現況届が未提出の場合、令和5年11月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■提出期間

令和5年8月1日（火）～令和5年8月31日（木）
※土曜日、日曜日、祝日を除く平日にお越しください。お盆期間中も開庁しています。

■提出方法

受給資格者本人が子育て家庭課窓口にお越しになり提出してください（郵送不可）。

■必要書類

7月下旬にお送りしましたご案内または町のホームページをお確かめください。

問 広野町 子育て家庭課 ☎0240-27-2115

Information 子育て家庭課

特別児童扶養手当の所得状況届について

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある児童を監護または養育している人に支給されます。

手当の受給資格者（支給停止の方も含む）は、年1回、受給資格の審査を受けるため所得状況届を提出することが義務付けられています。

受給資格者には所得状況届のご案内を7月下旬にお送りしましたので、必要書類等をお確かめのうえ、提出期間内に子育て家庭課へ提出してください。

なお、所得状況届が未提出の場合、令和5年8月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■提出期間

令和5年8月12日（土）～令和5年9月11日（月）
※土曜日、日曜日、祝日を除く平日にお越しください。お盆期間中も開庁しています。

■提出方法

受給資格者本人が子育て家庭課窓口にお越しになり提出してください（郵送不可）。

■必要書類

8月上旬にお送りしましたご案内または町のホームページをお確かめください。

問 広野町 子育て家庭課 ☎0240-27-2115

ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか？

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパソコンやタブレット端末で見ることができます。



「ひろのどこでもe-Books」を検索

広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします！

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。



「広野町」を検索